

# パブリックコメント実施結果報告書

平成25年3月27日

|     |              |
|-----|--------------|
| 担当課 | 健康政策課        |
| 担当者 | 下田           |
| 連絡先 | 0857-26-7769 |

意見公募のテーマ：

## ①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、3（1）と記載してください。）

| 郵便     | ファックス | 電子メール | 県民課・県民局へ | その他の方法 | 計      |
|--------|-------|-------|----------|--------|--------|
| 20（13） | 5（4）  | 11（6） | （ ）      | 1（1）   | 37（24） |

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

| 対応状況                    | 件数 | 主な意見   |
|-------------------------|----|--|
| 反映した<br>（一部のみ反映したものを含む） | 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内の小児がん患者（家族）について実態調査すべき。</li> <li>○闘病中又は治療終了後の小児がん患者がどのような環境で教育を受けているか実態調査すべき。</li> <li>○がん地域連携クリティカルパスの適用率は、今後の状況を踏まえながら検討すべき</li> <li>○希少がんの欄に口腔がんの予防、早期発見・早期治療の重要性の啓蒙、口腔がん検診の普及等について記載すべき</li> </ul>   |
| 既に盛り込み済み                | 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん対策のためには、がんの最大の原因である煙草を吸う方を減らすとともに受動喫煙対策を推進すべき</li> <li>○喫煙の目標値について、根拠とした資料ならびに算出方法を開示した上で県民の意見を聞くべき</li> <li>○未成年の喫煙をなくす取組みは、たばこ業界だけでなく、行政や地域・社会が一体となって取り組むことが必要であり、賛同する</li> <li>○煙草を吸わない方が煙草の成分を吸わないよう、分煙はやめて公共の場所や屋内を完全禁煙化すべき</li> <li>○患者や家族が病気や療養生活について相談できるがん相談支援室や図書館のがんにかかるとの優良図書の実践等、幅広く情報を得られる環境を整えてほしい</li> </ul>   |
| 今後の検討課題                 | 0  | —  |
| 対応困難                    | 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「分煙」も有効な手段として推進されているので、「施設内（敷地内）禁煙」でなく、「施設内（敷地内）禁煙または分煙」とすべき</li> <li>○「5分野別施策及びその目標値」の項目に「口腔がん対策の推進」を追加の上、口腔がん検診の実施及び口腔がん検診のできる歯科医の養成について掲載すること。</li> </ul>   |
| その他<br>（例：施策の体系外の意見等）   | 24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○煙草に含まれる添加物としての化学物質を明らかにするなど、早急に厚労省に煙草添加物の分析と規制を求めるべき。</li> <li>○禁煙治療費助成金の周知と更なる利用促進とあるが、喫煙は中毒性がそんなにない。もっと重たい病気で困っている人に助成すべき。</li> <li>○たばこ税により、鳥取県には約12億円、市町村には約39億円が納付されている。過度な喫煙規制が導入されれば地方財政への影響は大きい。県全体を見渡した慎重な検討がなされるべき。</li> <li>○喫煙するかどうか、適切なリスク情報に基づいて個人が判断すべきものであり、行政の介入により、特定の数値に誘導するべきでない。</li> <li>○飲食店には喫煙を目的に来店される方もいる。数値目標達成のために、強固な行政主導の施策をとらないように強く要望する。</li> <li>○県庁でも喫煙スペースが減った。喫煙者はたばこ消費税という県や市町村にとっては貴重な財源提供している。来庁者に屋外で喫煙しろというのは納税者をどう考えているのか。</li> <li>○子どもへのがん教育の際、小児がんについて正確な情報を伝えるべき。</li> </ul> |
| 計                       | 37 |  |

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

## ③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

| とりネット<br>（実施担当課） | 報道機関への<br>資料提供 | 県議会への報告 | 県民課等での<br>縦覧等 | 広報誌等への<br>掲載 | その他                         |
|------------------|----------------|---------|---------------|--------------|-----------------------------|
| ○                |                |         |               |              | ○<br>（鳥取県がん対策推進<br>県民会議で報告） |

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。  
参考：H23実施結果 → <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>